

一般社団法人 信書便事業者協会  
会長 伊東 博 殿

総務省情報流通行政局

郵政行政部信書便事業課長 徳光 歩

QRコード付き交付申請書を利用したマイナンバーカードの積極的な  
取得について（協力依頼）

平素から信書便行政に格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

政府では、令和4年度末にほぼ全ての国民がマイナンバーカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むこととしており、令和2年11月から令和3年3月まで、まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構より、QRコード付き交付申請書（以下「交付申請書」という。）が順次送付されております。

貴協会におかれましては、既に会員事業者に対してマイナンバーカードの積極的な取得について呼びかけを行っていただいているところですが、今般の交付申請書の送付及び交付申請書を活用したカードの申請につきましても、会員事業者に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、会員事業者に対しては1月中の周知をお願いいたします。

記

1. 地方公共団体情報システム機構からの送付物については、以下のホームページを御参照ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>

2. 周知に係る通知のひな形を用意しましたので、御活用ください（別添）。

通知のひな形は、そのまま貴協会の会員様へ発出いただけるよう、作成しています。御自由に御活用ください。なお、貴業界や貴協会等の実態に鑑み、適宜修正いただいても結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。

（御参考）

マイナンバーカードは、本年3月末までに申請いただければ、本年9月末までにマイナポイントの申込み及び申し込んだキャッシュレス決済サービスを用いてチャージ又は決済を行うことでマイナポイント（上限：5,000円分）を取得することができるようになります。また、本年3月から健康保険証としての利用が始まるなど、ますます便利なカードになります。さらに、マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。

交付申請書は、QRコードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単にできるものとなっております。

以上